

「未登記家屋の所有者変更に関する手続き」

「未登記家屋の所有者変更に関する届出書」をそれぞれの場合に応じた添付書類と共に提出してください。

1. 相続した場合

- ①遺産分割協議書（写）又は遺言証書（写）もしくは相続全員の合意書
ただし、相続人が1人の場合は省略
- ②相続人全員の印鑑登録証明書（原則3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③相続関係説明図（遺産分割協議書に記載がある場合は省略）
- ④被相続人出生から死亡までの戸籍謄本（写）、除籍謄本（写）
ただし、遺産分割協議書がある場合は省略

2. 贈与した場合

- ①贈与契約書等（贈与契約の成立を証明する書面の写し）

3. 売買した場合

- ①売買契約書等（売買契約の成立を証明する書面の写し）

4. その他

- ①所有権移転の事実を証明する契約書・協議書または確定判決正本等の写し

5. 登記（表示）した場合

登記（表示）を実施した場合、法務局からの通知により所有者は登記簿記載の所有者に変更されますので、未登記家屋の所有者変更届出書を提出する必要はありません。登記をしていないと所有者を確定するのが難しいこともありますので、まずは登記をすることをおすすめします。

不動産登記法

第47条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1ヶ月以内に、表題登記を申請しなければならない。